

平成30年 第5回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 平成30年 5月25日(金) 10時00分
 場 所 南庁舎 2階 会議室2

○提出議題 (13件)

- 高農議第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
- 高農議第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出審議のこと(1)
- 高農議第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出審議のこと(4)
- 高農議第22号 非農地証明願出のこと(1)
- 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(2)
- 高農議第23号 市街化区域内の農地転用に関する専決処理について(1)
- 高農議第24号 市街化区域内の農地転用に関する専決処理規程の一部を改正する規程を定めることについて(1)
- 高農議第25号 市街化区域内の農地転用に係る事前協議に関する規程を廃止する規程を定めることについて(1)

○出席委員 (14名)

1番	三好 覚	2番	位田 篤男
3番	柴田 晃	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	石堂 良信
7番	西村 一志	8番	植原 種一
9番	北原 知子	10番	北原 豊茂
11番	西川 良一	12番	松本 慶一
13番	芦谷 博務	14番	藤井 陽一
推進委員	田代 和文	推進委員	高石 敏正
推進委員	小田 良一		

○欠席委員 (なし)

--	--	--	--

○出席事務局職員 (3名)

事務局 局長	新谷 康祐
〃 主 幹	尾塩 昌昭
〃 係 長	神吉 秀明
〃 事務吏員	上田 耕司

○出席市長部局 (1名)

産業振興課長	増田さと子
--------	-------

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第5回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第18号～第25号までの11件、報告第13号の2件、併せて13件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第5回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により11番の西川委員さん、12番の松本委員さん、よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第18号**「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。事務局説明願います。
- 事務局 高農議第18号は農地法第3条第1項の許可申請で、1件でございます。
- (高農議第18号、1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。1番について伊保地区、お願いします。
- 2 番 事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、1番は承認されました。
- これで高農議第18号は承認されました。続きまして**高農議第19号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。事務局説明願います。
- 事務局 高農議第19号は農地法第5条第1項の許可申請で、1件でございます。
- (高農議第19号、1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。1番について伊保地区、お願いします。
- 3 番 事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、1番は承認されました。
- 高農議第19号は承認されました。続きまして**高農議第20号**「農地法第4条第1項第7号の規定による届出審議のこと」を議題といたします。事務局説明願

います。

事務局 高農議第20号は農地法第4条第1項第7号の届出で、1件ございます。

(高農議第20号、1番を読み上げる)

以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。
1番について北浜地区、お願いします。

13番 事務局の説明どおりです。北浜地区委員としても問題ないと思います。

議長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、高農議第20号は承認されました。

続きまして高農議第21号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出審議のこと」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 高農議第21号は農地法第5条第1項第6号の届出で、4件ございます。

(高農議第21号、1番～4番を読み上げる)

以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。
1番について荒井地区、お願いします。

1番 事務局の説明どおりです。荒井地区委員としても問題ないと思います。

議長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、2番～3番について米田地区、お願いします。

7番 事務局の説明どおりです。米田地区委員としても問題ないと思います。

議長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、4番について阿弥陀地区、お願いします。

11番 事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。

地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議の声がありませんので、これで高農議第21号はすべて承認されました。

続きまして高農議第22号「非農地証明願出のこと」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 高農議第22号は非農地証明願出のことについてでございます。

(高農議第22号、1番を読み上げる)

以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。
1番について阿弥陀地区、お願いします。

11番
議長
事務局
各委員
議長
事務局
議長
両委員
議長
事務局
議長
各委員
議長
事務局
議長
各委員
議長

事務局の説明どおりです。阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、高農議第22号は承認されました。続きまして報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第13号は相続による所有権移転の届出で、2件ございます。
(報告第13号を読み上げる)

以上です。

事務局の説明が終わりました。報告ですが、伊保・阿弥陀地区、補足することはありますか。

事務局の説明どおりです。

続きまして高農議第23号「市街化区域内の農地転用に関する専決処理について」を議題といたします。事務局説明願います。

高農議第23号は市街化区域内の農地転用に関する専決処理についてで、ございます。

先月の総会では、高砂地区と米田地区が反対ということでしたが、再度説明を行い、7地区すべてで了承をいただいたので、市街化区域の農地転用については、専決処理を行っていくことでよろしいか。

事務局の説明が終わりましたので、この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、高農議第23号は承認されました。

続きまして高農議第24号「市街化区域内の農地転用に関する専決処理規程の一部を改正する規程を定めることについて」を議題といたします。事務局説明願います。

高農議第24号は市街化区域内の農地転用に関する専決処理規程の一部を改正する規程を定めることについて、新旧対照表のとおり、条文を改めるものがございます。
(高農議第24号、別冊を読み上げる)

以上です。

事務局の説明が終わりましたので、この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、高農議第24号は承認されましたので市街化区域内の農地転用に関する専決処理規程は、平成30年5月25日より施行します。

続きまして高農議第25号「市街化区域内の農地転用に係る事前協議に関する規程を廃止する規程を定めることについて」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局

高農議第25号は市街化区域内の農地転用に係る事前協議に関する規程を廃止する規程を定めることについてで、ございます。高農議第23号により市街化区域内の農地転用に関する専決処理規程が運用されることから、廃止するものでございます。

(高農議第25号、別冊を読み上げる)

以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたので、この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議の声がありませんので、高農議第25号は承認されました。

それでは以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前11時05分

議事録署名委員

西川 良一委員

松本 慶一委員